

○美咲町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則

平成17年3月22日

規則第108号

(趣旨)

第1条 この規則は、美咲町農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年美咲町条例第176号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金納入通知)

第2条 条例第4条に規定する分担金は、農業集落排水事業分担金納入通知書（様式第1号）により受益者に通知するものとする。

(分担金の減免)

第3条 条例第6条の規定により分担金の減免を受けようとする者は、農業集落排水事業分担金減免申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請があったときは、その適否を決定し農業集落排水事業分担金減免決定通知書（様式第3号）により受益者に通知するものとする。

3 分担金の減免の基準は、町長が別に定める。

(受益者の変更の届出)

第4条 条例第7条に規定する受益者の変更の届出は、農業集落排水事業受益者変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の柵原町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成11年柵原町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年7月1日規則第176号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第21号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

農業集落排水事業分担金納入通知書

年度 期分

次の金額を 年 月 日ま  
でに納めてください。

年 月 日

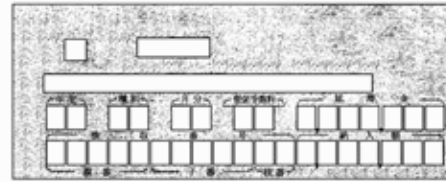
様 美 咲 町 長

徴収番号	徴収年度	賦課年度	額取印
—	年度	年度	
			円
			円
納付額			円

左記の金額を領収しました。  
美咲町会計管理者

(注)領収証書は後日の証拠書になりますから  
たいせつに保存してください。(5年間保  
存)

美咲町公共下水道事業受益者分担金額取済通知書



年度 期分 納期限 年 月 日

徴収番号	徴収年度	賦課年度	額取印
—	年度	年度	
			円
			円
納付額			円

左記のとおり  
納付します  
美 咲 町  
会計管理者様

この納付書は直接機械に読みこま  
せますので折ったりホッチキス止  
めしないでください。

様式第2号(第3条関係)

農業集落排水事業分担金減免申請書

年 月 日

美咲町長

様

(受益者)

住 所

氏 名

申請事項

賦課年度		受益者番号	—
受益建築物の所在			
分 担 金 額			円
減 免 申 請 額			円
減免申請をする理由			

※処理欄(記入しないでください。)

決 裁	年 月 日
決 定 通 知 発 送	年 月 日
納 入 通 知 書 発 送	年 月 日

決 定 区 分 分 担 金 額 (規則第 条の規定による。)	□ %減額		□減免しない
	減 免 率	減 免 額	差引分担額
円	%	円	円

様式第3号(第3条関係)

農業集落排水事業分担金減免決定通知書

年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付けで申請のあった分担金の減免については、次のとおり決定しましたので、美咲町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

受益者番号	—	納入通知書番号	第	号
分担金額				
円				
決定区分		承認	不承認	
決定理由				
分担金額	減免割合	減免額	差引納付額	備考
円	%	円	円	

様式第4号(第4条関係)

農業集落排水事業受益者変更届出書

年 月 日

美咲町長

様

(旧受益者)

住 所

氏 名

(新受益者)

住 所

氏 名

次のとおり受益者の変更があったので、美咲町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則第4条の規定により届け出ます。

受 益 者 番 号	—
受 益 建 物 の 所 在	
変 更 の 原 因	
変 更 年 月 日	

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)